

# 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

**第 1 条** この規則は、定款第52条第 1 項に基づき、会員の役員及び使用人又はこれらの職にあった者（以下「役員使用人等」という。）並びに商品先物取引仲介業者（定款第 3 条第 1 項第 4 号に定める業者をいう。以下この規則において同じ。以下「仲介業者」という。）の役員使用人等に対する指導、勧告、処分（以下「指導等」という。）に関し必要な事項を定め、会員及び仲介業者（以下「会員等」という。）の役員及び使用人の商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）その他関係法令、受託契約準則及び本会の定款、諸規程、自主規制規則その他諸規則の遵守を確保することを目的とする。

### (規律委員会)

**第 2 条** 定款第42条第 1 項第 2 号の規定に基づき、理事会は、前条の目的を達成するために、その権限の一部を規律委員会（以下「委員会」という。）に委任する。

### (調査及び事情説明等)

**第 3 条** 本会は、第 1 条の目的を達成するために必要なときは、会員等又はその役員使用人等に対し、期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。

2 会員等又はその役員使用人等は、本会の調査に対して事情説明を行い、自らの正当性を主張することができる。

### (調査に対する協力義務)

**第 4 条** 会員及び会員等の役員使用人等は、本会が行う前条の報告若しくは資料の提出又は調査に対し、全面的に協力しなければならない。

2 会員は、仲介業者に、前条の報告若しくは資料の提出又は調査に対し、全面的に協力させるものとする。

### (指導等の対象行為)

**第 5 条** 会員等の役員使用人等に対する指導等の対象行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 会員等の役員使用人等として遵守すべき法その他関係法令、受託契約準則に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の定款、諸規程及び自主規制規則その他諸規則に違反する行為があったとき。
- (3) 本会の決議事項、指導、勧告、処分等に違反する行為があったとき。
- (4) その他指導等を必要とする不適切な行為があったとき。

### (指導及び勧告の種類及び措置)

**第 6 条** 本会が行う会員等の役員使用人等に対する指導及び勧告は、次に掲げるものとする。

#### (1) 指 導

前条第 4 号に該当する行為が認められた場合には、書面による厳重注意を行う。

#### (2) 勧 告

前条第 4 号に該当する行為において重大な過失が認められた場合又は前号の指導を受けた後再び同号の指導の対象となる行為が認められた場合には、書面による改善勧告を行う。

#### (処分の種類及び措置)

**第7条** 本会は、会員等の役員使用人等において、第5条第1号から第3号までに該当する行為が認められた場合又は前条第2号の勧告後再び同号の勧告の対象となる行為が認められた場合には、当該役員使用人等に対し、その内容に応じて以下の処分を行う。

- (1) 会員等の外務員の登録等に関する規則（以下「登録等規則」という。）第14条の規定により外務員の登録を取り消す。
- (2) 登録等規則第14条の規定により2年以内の期間を定めて外務員の職務を停止する。
- (3) 第16条の規定により不都合行為者として取り扱われた者については、登録等規則第4条に規定する登録外務員の資格要件を取り消す。
- (4) 登録等規則第5条に規定する外務員の職務禁止措置を講ずる。

## 第2章 会員の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等

#### (違反等行為の届出)

**第8条** 会員は、その役員使用人等に第5条に該当する行為（以下「違反等行為」という。）があったと判明したときは、その内容を記載した別紙1の届出書を速やかに本会に提出するものとする。

- 2 会員は、前項の届出の内容について、本会に経過報告を行わなければならない。ただし、次条第1項に定める報告書を提出した場合はこの限りでない。

#### (顛末報告書の提出)

**第9条** 会員は、前条第1項の規定により本会に届け出た違反等行為の詳細が判明したときは、その顛末（法令違反発生に係る証拠書類を含む。）及び社内処分の内容等を記載した別紙2の報告書を遅滞なく本会に提出しなければならない。

- 2 会員は、前項の違反等行為の内容が、商品先物取引業の信用を著しく失墜させるものであるときは、顛末報告書にその旨を付記するものとする。
- 3 会員は、第1項の規定により本会に対し報告書を提出したときは、当該役員使用人等に対しその旨を書面により通知しなければならない。

#### (審査)

**第10条** 本会は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容について審査する。

- 2 本会は、前項の審査のために必要と認めるときは、当該報告書を提出した会員（以下「届出会員」という。）又は当該役員使用人等その他必要と認める者に対し、違反等行為に関してそれぞれ説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。
- 3 本会は、前条に規定する報告書によるほか、本会が適当と認める資料に基づき、第1項に規定する審査を行うことができる。

#### (自主規制処分に係る聴聞の手続き)

**第11条** 本会は、前条第1項及び第3項の規定により審査した結果、指導等（第7条第3号及び同条第4号に規定する処分に限る。）をしようとするときは聴聞を行う。

- 2 聴聞は、本会の役職員又は委員会委員若しくはあっせん・調停委員会委員のうちから会長が指名する者が主宰する。
- 3 聴聞の当事者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 指導等の対象者が会員等の役員使用人であるときは、在籍する会員又は在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者（法第240条の3第1項第4号に規定する「所属商品

先物取引業者」をいう。以下この規則において同じ。)並びに当該役員使用人

(2) 指導等の対象者が(1)以外のときは、当該役員使用人等

- 4 本会は、聴聞に先立ってあらかじめ、当事者に対し、予定される指導等の内容を通知した上で聴聞を行うものとする。
- 5 当事者は、聴聞の期日に出席して、意見を述べ、証拠書類等を提出し、又は主宰者の許可を得て本会の職員に対し質問を発することができる。
- 6 当事者は、聴聞の期日への出席に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 7 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、聴聞の終結後速やかに、指導等の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、会長に提出しなければならない。
- 8 聴聞の手続きについて、その他必要と認められる事項は、細則に定めるところによる。

#### (行政処分に係る聴聞の手続き)

**第11条の2** 本会は、第10条第1項及び第3項の規定により審査した結果、指導等(第7条第1号及び同条第2号に規定する処分に限る。この条において同じ。)を行おうとするときは聴聞を行う。

- 2 本会は、指導等を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告書の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。
- 3 第7条第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行う。ただし、本会が当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 この規則に定めるもののほか、外務員の登録の取消し等については、行政手続法(平成5年法律第88号)及び商品先物取引法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則(平成6年農林水産省・通商産業省令第4号)に準じて実施するものとする。

#### (審議等)

**第12条** 会長は、前2条の規定により聴聞の手続きを行った結果、違反等行為に該当すると認めたときは、執るべき指導等の内容についての意見を付した上で、当該役員使用人等の指導等の審議を委員会の委員長に要請する。

- 2 委員会の委員長は、前項の要請を受けた場合は、委員会を招集し、当該役員使用人等の指導等を審議する。
- 3 委員会は、前項の審議の結果、第11条第4項により当事者に通知した予定される指導等の内容より当事者に不利益となる指導等の内容が適当と認めるときは、会長に聴聞の再開を要請することができる。ただし、当事者が聴聞の再開を希望しないときはこの限りでない。

#### (指導又は勧告の実施等)

**第13条** 委員会は、前条の審議の結果、第6条に定める指導又は勧告が適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。

- 2 会長は、前項の要請を受け、第6条第1号又は第2号の規定に基づき指導又は勧告を執行する。
- 3 本会は、会長が前項の指導又は勧告を執行したときは、指導又は勧告を受けた役員使用人等の氏名、指導又は勧告を行った日、指導又は勧告の内容、指導又は勧告を決定した理由を、当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して書面により通知するものとする。

(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)

- 第14条** 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が適当であると認めるときは、会長に対し、理事会における審議を要請する。
- 2 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第2号、第3号又は第4号に定める処分が適当であると決定したときは、委員会の議決によりその執行を会長に要請する。
  - 3 会長は、第1項の要請を受けたときは、理事会を招集し、委員会の判断について審議する。
  - 4 会長は、理事会が前項の審議により第7条第1号の処分を決定したとき、又は第2項（第7条第2号の処分に限る。）の要請を受けたときは、速やかにこれを執行するとともに、当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して、処分の内容を書面により通知する。
  - 5 会長は、第2項（第7条第3号又は第4号の処分に限る。）の要請を受けたときは、処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等及びこれらが在籍する会員に対して、処分の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。
  - 6 会長は、委員会が第12条の審議の結果、指導等を行わないことを決定したとき、又は理事会が第3項の審議の結果、第7条第1号に定める処分を行わないことを決定したときは、速やかに当該役員使用人等、これらが在籍する会員及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(不服申立て等及び処分の執行等)

- 第15条** 第7条第1号又は第2号の処分を受けた役員使用人等の在籍する会員は、法第208条の規定により、主務大臣に対し、行政不服審査法（昭和39年法律第160号）による審査請求をすることができる。
- 2 第7条第3号又は第4号の処分の決定を受けた役員使用人等は、次の各号の一に該当する正当な理由に基づく不服があるときは、前条第4項の通知の到達後10日以内に書面（以下「不服申立書」という。）により本会に不服申立てをすることができる。
    - (1) 処分が決定されるまでの間に判明しなかった事実又は発見されなかった証拠が、処分の決定後において新たに判明し又は発見された場合であって、その判明又は発見が処分の決定に重大な影響を与えるものであり、かつ、それらの判明又は発見の遅延がやむを得ないと認められるとき。
    - (2) 処分手続きについて、規則に定める手続きに齟齬があったとき。
  - 3 前項に規定する不服申立書には、不服申立ての理由及び不服申立てをするに至った事情及び経過が記載されていなければならない。
  - 4 本会は、第2項の規定による不服申立てがあったときは、理事会において、当該処分を再審査し、あらためて処分の可否及び処分内容を決定する。
  - 5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して書面により通知するものとする。
  - 6 委員会は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍する又は在籍した会員の管理責任を問うべきものと判断したときは、所要の措置を講ずる。
  - 7 本会は、役員使用人等の不服申立てが理事会で承認されないときは、当該審査に要した費用を当該役員使用人等に請求することができる。
  - 8 第33条の規定は、第4項に規定する決定があった場合に準用する。

#### (不都合行為者の取扱い)

- 第16条** 本会は、第12条第2項に規定する委員会の審議の結果、当該役員使用人等が退職し若しくは当該会員から解雇に相当する社内処分を受けた者又は法第236条の許可を取り消された会員若しくは法第240条の23の登録を取り消された仲介業者の役員使用人で、かつ、その行為が商品先物取引業の信用を著しく失墜させるものと認めるときは、当該役員使用人等を不都合行為者とする。このうち商品先物取引業の信用への影響が特に著しい行為を行ったと認められる者を一級不都合行為者とし、その他の者を二級不都合行為者とする。
- 2 不都合行為者の取扱いについては、会員等の役員使用人に関する規則及び登録等規則に定めるところによる。

#### (不都合行為者名簿)

- 第17条** 本会は、前条の規定により不都合行為者として取り扱う当該役員使用人等の名簿（以下「不都合行為者名簿」という。）を備え、当該不都合行為者名簿にそれらの者の氏名、性別、生年月日、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった行為の内容、一級不都合行為者又は二級不都合行為者の別及び不都合行為者としての取扱いの決定の日その他必要と認める事項を記載する。

#### (指導等の会員への周知及び処分の公示等)

- 第18条** 本会は、会員の役員使用人等に対し指導等を行ったときは、指導等を受けた役員使用人等が在籍する会員の商号又は名称並びに役職名、指導等を行った日、指導等の内容、指導等を決定した理由を、他の会員に周知するものとする。
- 2 本会は、処分を行ったときは、前項に定める周知する事項を、本会所在地において10営業日の間公示するとともに、1年間、これを本会のホームページに掲載する。ただし、1か月以内の外務員の職務停止又は職務禁止措置にあつてはホームページの掲載を6か月間とする。

#### (解除の申請)

- 第19条** 会員は、本会が不都合行為者として取り扱っている者について改悛の情があることが明らかである場合、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった違反等行為の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、不都合行為者としての取扱いを解除することが相当と思料されるときは、当該取扱いの解除を申請することができる。
- 2 本会が不都合行為者として取り扱っている者は、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった違反等行為の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合は、不都合行為者としての取扱いの解除を申請することができる。
- 3 前2項に規定する解除の申請は、会員又は不都合行為者として取り扱っている者（以下この項において「解除申請者」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面を本会に提出することにより行わなければならない。
- (1) 解除申請者が役員使用人等である場合は、当該役員使用人等の氏名、生年月日及び住所
  - (2) 解除申請者が会員である場合は、当該会員の商号及び所在地並びに本会が不都合行為者として取り扱っている役員使用人等の氏名、生年月日及び住所
  - (3) 不都合行為者決定の内容及び年月日
  - (4) 解除の申請の理由（証拠書類の添付を含む。）及び申請の年月日

#### (解除審査)

- 第20条** 本会は、前条の申請があった場合、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、その審議を委員会の委員長に要請する。

- 2 委員会の委員長は、前項の要請を受けた場合は、委員会を招集し、当該解除の可否を審議する。

(解除の決定、措置及び役員使用人等への通知)

**第21条** 委員会は、前条の審議の結果、不都合行為者の解除を決定したときは、委員会の議決によりその執行を会長に要請する。

- 2 前項の要請を受けた会長は、当該申請に係る役員使用人等及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対して、解除の決定を書面により通知する。
- 3 本会は、不都合行為者の解除をしないことを決定したときは、当該申請に係る役員使用人等及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

### 第 3 章 仲介業者の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等

(違反等行為の届出)

**第22条** 会員は、仲介業者の役員使用人等に違反等行為があったと判明したときは、当該仲介業者に対し当該違反等行為に係る報告を求めた上、その内容を記載した別紙1の届出書を速やかに本会に提出するものとする。

- 2 会員は、当該仲介業者に対し当該違反等行為に係る社内調査を行わせるとともに、前項の届出の内容について、本会に経過報告を行わなければならない。ただし、次条第1項に定める報告書を提出した場合はこの限りでない。

(顛末報告書の提出)

**第23条** 会員は、前条第1項の規定により本会に届け出た違反等行為の詳細が判明したときは、その顛末（法令違反発生に係る証拠書類を含む。）及び社内処分の内容等を記載した別紙2の報告書を遅滞なく本会に提出しなければならない。

- 2 会員は、前項の違反等行為の内容が、商品先物取引業の信用を著しく失墜させるものであるときは、顛末報告書にその旨を付記するものとする。
- 3 会員は、第1項の規定により本会に対し報告書を提出したときは、当該仲介業者を通じて当該役員使用人等に対しその旨を書面により通知しなければならない。

(審 査)

**第24条** 本会は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容について審査する。

- 2 本会は、前項の審査のために必要と認めるときは、当該届出会員、当該仲介業者又は当該役員使用人等その他必要と認める者に対し、違反等行為に関してそれぞれ説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。
- 3 本会は、前条に規定する報告書によるほか、本会が適当と認める資料に基づき、第1項に規定する審査を行うことができる。

(指導又は勧告の実施等)

**第25条** 委員会は、第12条の審議の結果、第6条に定める指導又は勧告が適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。

- 2 会長は、前項の要請を受け、第6条第1号又は第2号の規定に基づき指導又は勧告を執行する。
- 3 本会は、会長が前項の指導又は勧告を執行したときは、指導又は勧告を受けた役員使用人等の

氏名、指導又は勧告を行った日、指導又は勧告の内容、指導又は勧告を決定した理由を、当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して書面により通知するものとする。

#### (処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)

- 第26条** 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が適当であると認めるときは、会長に対し、理事会における審議を要請する。
- 2 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第2号、第3号又は第4号に定める処分が適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。
  - 3 会長は、第1項の要請を受けたときは、理事会を招集し、委員会の判断について審議する。
  - 4 会長は、理事会が前項の審議により第7条第1号の処分を決定したとき、又は第2項（第7条第2号の処分に限る。）の要請を受けたときは、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して、処分の内容を書面により通知する。
  - 5 会長は、第2項（第7条第3号又は第4号の処分に限る。）の要請を受けたときは、処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等並びにこれらが在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者に対して、処分の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。
  - 6 会長は、委員会が第12条の審議の結果、指導等を行わないことを決定したとき、又は理事会が第3項の審議の結果、第7条第1号に定める処分を行わないことを決定したときは、速やかに当該役員使用人等、これらが在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

#### (不服申立て等及び処分の執行等)

- 第27条** 第7条第1号又は第2号の処分を受けた役員使用人等の在籍する仲介業者は、法第240条の11において準用する法第208条の規定により、主務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。
- 2 第7条第3号又は第4号の処分の決定を受けた役員使用人等は、次の各号の一に該当する正当な理由に基づく不服があるときは、前条第4項の通知の到達後10日以内に不服申立書により本会に不服申立てをすることができる。
    - (1) 処分が決定されるまでの間に判明しなかった事実又は発見されなかった証拠が、処分の決定後において新たに判明し又は発見された場合であって、その判明又は発見が処分の決定に重大な影響を与えるものであり、かつ、それらの判明又は発見の遅延がやむを得ないと認められるとき。
    - (2) 処分手続きについて、規則に定める手続きに齟齬があったとき。
  - 3 前項に規定する不服申立書には、不服申立ての理由及び不服申立てをするに至った事情及び経過が記載されていなければならない。
  - 4 本会は、第2項の規定による不服申立てがあったときは、理事会において、当該処分を再審査し、あらためて処分の可否及び処分内容を決定する。
  - 5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して書面により通知するものとする。
  - 6 委員会は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍する又は在籍した仲介業者に管理責任があり、かつ、所属商品先物

取引業者が当該仲介業者の商品先物取引仲介業に係る違反等行為を防止するための措置が十分でないと判断したときは、所要の措置を講ずる。

7 本会は、役員使用人等の不服申立てが理事会で承認されないときは、当該審査に要した費用を当該役員使用人等に請求することができる。

8 第33条の規定は、第4項に規定する決定があった場合に準用する。

#### (指導等の会員への周知及び処分の公示等)

**第28条** 本会は、仲介業者の役員使用人等に対し指導等を行ったときは、指導等を受けた役員使用人等が在籍する仲介業者の商号又は名称並びに役職名、指導等を行った日、指導等の内容、指導等を決定した理由を、他の会員に周知するものとする。

2 本会は、処分を行ったときは、前項に定める周知する事項を、本会所在地において10営業日の間公示するとともに、1年間、これを本会のホームページに掲載する。ただし、1か月以内の外務員の職務停止又は職務禁止措置にあってはホームページの掲載を6か月間とする。

#### (解除の申請)

**第29条** 会員は、本会が不都合行為者として取り扱っている仲介業者の役員使用人等について改悛の情があることが明らかである場合、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった違反等行為の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、不都合行為者としての取扱いを解除することが相当と思料されるときは、当該取扱いの解除を申請することができる。

2 本会が不都合行為者として取り扱っている仲介業者の役員使用人等は、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった違反等行為の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合は、不都合行為者としての取扱いの解除を申請することができる。

3 前2項に規定する解除の申請は、会員又は不都合行為者として取り扱っている仲介業者の役員使用人等（以下この項において「解除申請者」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面を本会に提出することにより行わなければならない。

(1) 解除申請者が役員使用人等である場合は、当該役員使用人等の氏名、生年月日及び住所

(2) 解除申請者が会員である場合は、当該会員の商号及び所在地並びに本会が不都合行為者として取り扱っている役員使用人等の氏名、生年月日及び住所

(3) 不都合行為者決定の内容及び年月日

(4) 解除の申請の理由（証拠書類の添付を含む。）及び申請の年月日

#### (解除審査)

**第30条** 本会は、前条の申請があった場合、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、その審議を委員会の委員長に要請する。

2 委員会の委員長は、前項の要請を受けた場合は、委員会を招集し、当該解除の可否を審議する。

#### (解除の決定、措置及び役員使用人等への通知)

**第31条** 委員会は、前条の審議の結果、不都合行為者の解除を決定したときは、委員会の議決によりその執行を会長に要請する。

2 前項の要請を受けた会長は、当該申請に係る役員使用人等、これらが在籍する仲介業者及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対して、解除の決定を書面により通知する。

3 本会は、不都合行為者の解除をしないことを決定したときは、当該申請に係る役員使用人等、これらが在籍する仲介業者及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(準用)

第32条 第11条、第11条の2、第12条、第16条及び第17条の規定は、仲介業者の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等について準用する。

## 第4章 雑則

(記録の作成及び保存)

第33条 本会は、役員使用人等に対する指導等の審議を行った場合は、その事実経過の記録を作成し、これを保存するものとする。

(秘密保持)

第34条 本会の役員、委員会の委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、役員使用人等の指導等に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(細則の制定)

第35条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

## 附 則

この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

## 附 則

この改正は、平成11年11月10日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第2条、第4条第3号イ、第9条第2項及び第12条第3項を改正。
- (2) 第10条の2を新設。

## 附 則

この改正は、平成16年10月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第15条第1項を改正。
- (2) 第15条第2項を新設。

## 附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第3号イ及びロを改正。

## 附 則

この改正は、平成20年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第15条第1項及び第2項を改正。

## 附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

1. 本規則を「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」から「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」に改める。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第2章及び第3章の表題を改正。
2. 第1条及び第2条を改正。
3. 旧第6条を第3条に繰り上げ、改正。
4. 旧第3条を第4条に繰り下げ、第2項を新設、第1項を改正。
5. 旧第4条を第5条に繰り上げ、旧第4条第3号を第6条に繰り下げ、改正。
6. 旧第5条を第7条に繰り上げ、柱書き及び第1号を改正。
7. 旧第7条を第8条に、旧第8条を第9条に繰り上げ、改正。
8. 旧第9条を第10条に繰り下げ、第1項柱書き及び第1号、第2項を改正。
9. 旧第10条を第11条に、第10条の2を第12条に繰り上げ、改正。
10. 旧第11条を第13条に繰り上げ、第2項及び第3項を新設、見出し、第1項を改正。
11. 旧第12条を第14条に繰り上げ、改正。
12. 旧第13条を第15条に繰り上げ、見出し、第1項柱書き、第4項から第7項を改正。
13. 旧第14条を第16条に、旧第15条を第17条に繰り上げ、改正。
14. 第18条から第26条を新設。
15. 旧第16条を第27条に、旧第17条を第28条に繰り上げ、改正。
16. 旧第18条を第28条に繰り上げ。
17. 別紙1及び別紙2を新設。

## 附 則

この改正は、平成27年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第5条第1号及び第2号を改正。
2. 第6条の見出し、第1項、第1号及び第2号を改正、第3号及び第4号を新設。
3. 第7条の見出し、第1項、第1号から第4号を改正。
4. 第8条第1項及び第2項を改正。
5. 第9条の見出し及び第1項を改正、第2項を第3項に繰り下げて改正、第2項を新設。

6. 第 10 条の見出し、第 1 項及び第 2 項を改正、第 3 項を新設。
7. 第 11 条の見出し及び第 1 項から第 3 項を改正、第 4 項から第 8 項を新設。
8. 第 12 条の見出し及び第 1 項を改正、第 2 項を新設。
9. 第 13 条第 1 項を改正。
10. 第 14 条第 1 項から第 3 項を改正、第 4 項及び第 5 項を第 5 項及び第 6 項に繰り下げて第 5 項を改正、第 4 項を新設。
11. 第 15 条の見出し、第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項を改正、第 1 項から第 7 項を第 2 項から第 8 項に繰り下げ、第 1 項を新設。
12. 第 16 条の見出し及び第 1 項を改正、第 2 項を新設。
13. 第 17 条第 1 項及び第 2 項を改正し、第 18 条第 1 項及び第 2 項に繰り下げ、第 17 条を新設。
14. 第 19 条から第 21 条を新設。
15. 第 18 条を第 22 条に繰り下げ、第 2 項を改正。
16. 第 19 条を第 23 条に繰り下げ、見出し及び第 1 項を改正、第 2 項を第 3 項に繰り下げて改正、第 2 項を新設。
17. 第 20 条を第 24 条に繰り下げ、見出し、第 1 項及び第 2 項を改正、第 3 項を新設。
18. 第 21 条を削除。
19. 第 22 条を第 25 条に繰り下げ、第 1 項を改正。
20. 第 23 条を第 26 条に繰り下げ、第 1 項から第 3 項を改正、第 4 項及び第 5 項を第 5 項及び第 6 項に繰り下げて第 5 項を改正、第 4 項を新設。
21. 第 24 条を第 27 条に繰り下げ、見出し、第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項を改正、第 1 項から第 7 項を第 2 項から第 8 項に繰り下げ、第 1 項を新設。
22. 第 25 条を第 28 条に繰り下げ、第 1 項及び第 2 項を改正。
23. 第 29 条から第 31 条を新設。
24. 第 26 条を第 32 条に繰り下げ、改正。
25. 第 27 条から第 29 条を第 33 条から第 35 条に繰り下げ。
26. 別紙 1 及び別紙 2 を改正。

## 附 則

この改正は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

別紙 1 及び別紙 2 を改正。

## 附 則

この改正は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

別紙 1 及び別紙 2 を改正。

## 附 則

この改正は、令和 5 年 9 月 21 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第2条、第3条第1項及び第4条第2項を改正。
2. 第5条を削り、第6条を第5条に繰り上げ、第6条を新設。
3. 第7条及び第8条第1項を改正。
4. 第11条第3項を改正、第4項から第8項を第5項から第9項に繰り下げて第5項、第8項及び第9項を改正し、第4項を新設。
5. 第12条第1項を改正し、第3項を新設。
6. 第13条第1項及び第2項を改正。
7. 第14条第1項を改正、第2項を削り、第3項を第2項に繰り上げて改正し、第3項を新設、第4項から第6項を改正。
8. 第15条第5項及び第6項、第25条第1項及び第2項を改正。
9. 第26条第1項を改正、第2項を削り、第3項を第2項に繰り上げて改正し、第3項を新設、第4項から第6項を改正。
10. 第27条第5項及び第6項、第34条を改正。

## 附 則

1. この改正は、改正の日（令和7年9月30日）から起算して6月を超えない範囲において本会の定める日から施行する。
2. 施行前に改正前の規則の規定に基づいて行われた処分等であって、改正後の規則にこれに相当する規定があるものは、当該処分等は改正後の規則の規定に基づいて行われたものとみなす。

(注1) 改正事項は次のとおりである。

1. 第2条、第7条第1号、第2号及び第4号、第11条の見出し、第1項及び第5項、第12条第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第4項、第15条第5項、第21条第2項、第25条第2項及び第3項、第26条第4項、第27条第1項及び第5項、第31条第2項、第32条を改正。
2. 第11条の2を新設。

(注2) 附則1. の本会の定める日は、令和8年1月23日開催の第211回理事会の決定により、令和8年3月11日とされた。

日本商品先物取引協会 御中

会 員 名  
会員代表者

違 反 等 行 為 に 係 る 届 出 書

(ふりがな) 氏 名	性別	生 年 月 日	外務員登録番号
( )	男・女	年 月 日	
現住所 (現在連絡の取れる場所) 〒  (TEL - - )			
違反等行為の該当条項			
違反等行為の概要			

(注) 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第8条第2項又は第22条第2項に基づき、本会に対して経過報告を行わなければならない。

本件に関する連絡先

担当部署 :

担当者 :

連絡先 (TEL) :

(メールアドレス) :



## 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る聴聞に関する細則

### (目的)

**第1条** この細則は、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る規則」（以下「規則」という。）第11条第8項に基づいて、聴聞の手續に係る必要な事項を定める。

### (聴聞の通知の方式)

**第2条** 本会は、規則第11条第1項の聴聞を行うに当たり、その期日の7日前までに、当事者に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。

- (1) 指導等の対象となる役員使用人等の氏名
- (2) 予定される指導等の内容及び根拠となる規則の条項
- (3) 違反等行為の内容
- (4) 聴聞の期日及び場所
- (5) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示する。

- (1) 当事者は、聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 当事者は、聴聞が終結する時までの間、規則第9条又は規則第23条に規定する顛末報告書及びその添付書類並びに規則第10条第3項又は規則第24条第3項に規定する資料の閲覧を求めることができること。

3 当事者の所在が判明せず、第1項各号に掲げる事項を通知することができないときは、本会は聴聞を行わない。

### (代理人)

**第3条** 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を本会に届け出なければならない。

### (文書等の閲覧)

**第4条** 当事者は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、本会に対し、当該聴聞に係る事案に関する規則第9条又は規則第23条に規定する顛末報告書及びその添付書類並びに規則第10条第3項又は規則第24条第3項に規定する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、本会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 本会は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

### (聴聞の期日における審理の方式)

**第5条** 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、本会の役職員に、予定される指導等の内容及び根拠となる規則の条項並びに違反等行為の内容を聴聞の期日に出席した者に対し説明させる

ものとする。

- 2 当事者は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。
- 3 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本会の役職員に対し説明を求めることができる。
- 4 主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出席を求めて鑑定をさせることができる。
- 5 主宰者は、当事者のいずれかが出席しないときは、聴聞の期日における審理を行うことができない。
- 6 聴聞の期日における審理は、本会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

#### (陳述書等の取扱い)

**第6条** 主宰者は、聴聞の期日に出席した者に対し、その求めに応じて、規則第11条第5項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

#### (続行期日の指定)

**第7条** 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出席した当事者に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 前項本文の場合において、当事者の所在が判明しないときは、新たな期日における聴聞を行わない。

#### (当事者の欠席等の場合における聴聞の終結)

**第8条** 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出席せず、かつ、規則第11条第6項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出席せず、かつ、規則第11条第6項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出席が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

#### (聴聞調書及び報告書)

**第9条** 規則第11条第7項に定める調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

- 2 会長は、規則第12条第1項に基づき、規律委員会の審議を要請するときは、規則第11条第7項により提出を受けた調書及び報告書を規律委員会委員長へ提出する。
- 3 当事者は規則第11条第7項の調書及び報告書の閲覧を求めることができる。

#### (聴聞の再開)

**第10条** 会長は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、規則第11条第7項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第7条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

## 附 則

この細則は、平成27年6月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、令和5年9月21日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条、第8条第1項及び第2項、第9条第1項から第3項、第10条を改正。